

(案)

札幌市子ども・子育て会議の運営について

平成25年10月 日
札幌市子ども・子育て会議決定

1 会議の公開について

- (1) 札幌市子ども・子育て会議は、原則として公開とする。
- (2) ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 議事録について

- (1) 会議の議事録は、事務局が作成した議事録案を出席委員が確認し、会長が承認することにより確定するものとする。
- (2) 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。